

ネットの危険から青少年を 守るのは大人の責任です！

『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』の一部が改正されました。
(平成31年2月1日施行)

～条例改正の目的～

スマートフォン等の急速な普及により、青少年を取り巻くインターネット環境が大きく変化している中、青少年がインターネット上の有害な情報に触れることで事件やトラブルに巻き込まれる危険性が増加しています。

このため、フィルタリングの利用の促進を図り、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境を整備するための条例改正を行いました。

[青少年とは、満18歳に達するまでの者（婚姻者を除く。）をいいます。]

～主な改正内容《I, II, III》～

I 【保護者の義務】

◆フィルタリング有効化措置※を講じたスマートフォンを使用させる義務

保護者は、これまでのフィルタリングサービス利用に加え、フィルタリング有効化措置を講じたスマートフォンなどを青少年に使用させるよう努めなければなりません。

なお、フィルタリング有効化措置は、青少年が使用するスマートフォンなどを購入する際（契約変更等を含む）、携帯電話事業者・販売代理店が販売窓口等で行うことが法律で定められています。

※端末自体にフィルタリングソフトウェアを設定すること

◆書面を提出する義務

保護者は、事業者等に対してフィルタリングサービスを利用しない旨やフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をするときは、その理由が記載された書面（注1）を提出しなければなりません。

裏面参照

フィルタリングで子供たちを守りましょう

フィルタリングサービスを利用しない理由とは

- ①青少年が就労しており、同サービスの利用で、青少年に著しい支障がある場合。
- ②青少年が障害や疾病を有し、同サービスの利用で、日常生活に著しい支障がある場合。
- ③保護者が、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握することで、有害情報を閲覧させないようにする場合。

フィルタリング有効化措置を希望しない理由とは

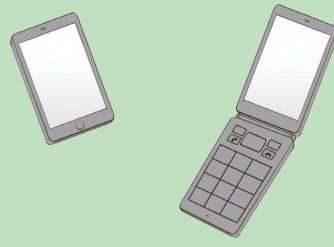
- ①保護者が、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握することで、有害情報を閲覧させないようにする場合。
- ②保護者が、自らの責任において適切にフィルタリング有効化措置を講ずる場合。



II 【携帯電話事業者等の義務】

◆保護者に対する説明と説明書を交付する義務

携帯電話事業者等は、携帯電話等の契約者又は使用者が青少年である場合、契約時に、次の事項を説明し、これらの事項を記載した説明書(注2)を交付しなければなりません。



<携帯電話事業者等が説明すべき事項とは>

- ① 青少年が携帯電話端末等からのインターネット利用により、有害情報を閲覧する可能性があること。
- ② フィルタリングサービスの利用の必要性と内容及びフィルタリング有効化措置の必要性と内容。
- ③ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあること。
- ④ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない申出をするときは、理由が必要であること。
- ⑤ 保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない申出をするときは、理由が必要であること。

◆書面を保存する義務

携帯電話事業者等は、保護者から提出された

- ① フィルタリングサービスを利用しない旨の書面
 - ② フィルタリング有効化措置を希望しない旨の書面
- を契約が終了する日、又は青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、その書面(注1)を保存しなければなりません。

書面(注1)、説明書(注2)・・・電磁的記録(例:タブレット端末への署名など)
による方法も認められています。

III 【知事の勧告・公表】

携帯電話事業者等が、条例に違反した場合、知事は必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。

☆ 親子で話そう！！ 我が家のケータイ・スマホルール ☆

静岡県では、インターネットの安全利用のため、【6つのルール】を奨励しています。
是非、親子でスマートフォンや携帯電話、インターネットに接続可能な家庭用ゲーム機などの使用について話し合い、安全な利用を心がけましょう！



- 【ルール1】ネットを使うときは、フィルタリングを利用しよう！
- 【ルール2】友達を傷つける書き込みはやめよう！
- 【ルール3】ケータイ・スマホを使いすぎないように気をつけよう！
- 【ルール4】ネットで画像や動画を公開するときは気をつけよう！
- 【ルール5】情報を見極めよう！
- 【ルール6】法律を守ろう！

この条例に関する
お問い合わせは…

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年環境班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3313 FAX 054-221-3362

E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp



Shizuoka Prefecture